

包括外部監査 措置状況報告書

特定の事件名(監査テーマ)	補助金に係る事務の執行について
監査実施年度	令和4年度
提出日(最新提出日)	令和6年1月22日
監査委員公表日	令和6年2月22日

措置状況欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施中を含む)もの

△：検討中 対応を検討中のもの

×：措置不要 措置を講じないことを決定したもの

措置状況(既に措置済のものを含む)

措置済	検討中	措置不要	合計
68	1	8	77

番号	報告書ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象補助金	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容	所管部	所管課
1	24	▲	全体	現状、補助金を一元的に把握している部署としては財政課があるが、財政課は予算管理の観点から把握しているにすぎない。今後は、政策的な観点から一元的に管理する部署を整え、その上で、全庁的に補助金全体の状況を把握し、管理することが望まれる。	×	政策はその目的によって多岐にわたるものであり、補助金事業は、各担当課が市民目線で事業目的に沿って実施することが望ましく、全体の補助金のみを把握、一元的に管理することが必ずしも政策的に有効とは限らない。	担当部	担当課
2	26	▲	全体	補助金についてウェブサイトで公表する上で、1つのページでカテゴリごとに行うことができるようにするなど、市民が広く補助金を活用するために、市民に対して明確に補助金に関する情報を提供することが望まれる。	○	市民が補助金を探しやすくなるよう、目的にあった事業・制度から誘導できるサイト作成や、関連ワードを多く盛り込むことでキーワード検索に該当しやすくなるページを作成するなど、公表方法を充実させていく。	担当部	担当課
3	29	▲	全体	3年や5年ごとなど、期間を決めた上で、定期的に補助金の見直しを行うことが望まれる。また、補助金の見直しに際しては、見直しに関するガイドラインを作成することを検討されたい。	×	すでに補助金事業を含めた全事業の優先順位付けによるスクラップ・アンド・ビルドの推進を目的とした有効性診断を行っており、各部署において見直しの機会を設けている。また、予算要求事務要領「既存の補助制度の廃止や整理統合」、「達成年度を決める」、「実施期間は3年間」等の方針に基づいて査定しており、場合によっては、補助事業の見直しを求めている。	財務部	財政課
4	32	▲	全体	予算の変動がない補助金のうち、少額なものや開始から長期間が経過しているものについては、惰性的に補助を行っているのではないかと懸念が生じるため、適切な評価を行う必要がある。また、少額な補助金については、補助金の交付に必要なコストに見合う効果があるか、適切な価格に検討する必要がある。今後は、各補助金について、評価基準を策定するとともに、その評価の結果について検討することが望まれる。	×	番号3記載の有効性診断において各部署において検討する機会を設けている。また、補助金の種類はそれぞれ背景や特性があり、一律の基準を以って評価することがふさわしくない部分もあり、予算査定において、当該補助金の費用対効果の観点を含めた必要性等を踏まえ個別に審査を行っている。	財務部	財政課
5	35	▲	全体	市が補助対象先に関与している場合、補助金の請求業務と支給業務が明確に区分され、客観的にみて公正にチェックできる体制になっているかなどを確認することが望まれる。	○	番号62、67で個別に記載	担当部	担当課
6	43	▲	全体	補助金を例外的に前払いする場合には、その必要性を十分に検討するとともに、支出命令書等に例外的な対応を行う旨、その詳細な理由を記載し、その上で承認を受けることが望まれる。	○	番号19、22、27、30、32、35、36、38、39、40、59、61、77で個別に記載	担当部	担当課
7	44	▲	全体	補助金額の算定に際して、実績報告書の裏付けとなる証憑原本の全部を確認することを原則とし、証憑原本の量が膨大であるなどの場合には、例外的に一部をサンプルとして確認することが望まれる。	○	番号26、31、51、58で個別に記載	担当部	担当課
8	46	■	全体	要綱に暴力団排除についての記載がない場合は、これを明記するべきである。また、申請書に暴力団排除に関する確認欄を設けておらず、誓約書も提出させていない場合には、いずれかの対応をとるべきである。	○	暴力団排除について、要綱等への明記、運用面での徹底を全庁的に周知した。	担当部	担当課
9	47	▲	全体	終期について要綱に規定されていない補助金については、今後、財政課の予算要求事務要領にある3年を参考に、終期設定することが望まれる。	×	番号4のとおり、終期設定のない補助金制度についても、予算査定において当該補助金の必要性・有効性を検証し、廃止を含めて個別に審査を行っている。	財務部	財政課
10	49	■	地域集会所施設建設補助金	申請時に必要な資料として、2業者以上の見積書の提出を申請者に対し求めるべきである。	○	申請時の提出書類として、2業者以上の見積書を追加した。	総合政策部	市民協働課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象補助 金	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
11	52	■	防犯灯補助金	事業完了報告書において、必要事項の記載漏れがないかを確認し、形態やポール工事の有無など、設置場所に関する情報をもれなく記載するように申請者に指導するべきである。	○	事業完了報告書の案内文書送付時に、もれなく記載するように指導しており、また提出時に記載漏れがあったときは、その場で直接指導している。	総合政策部	市民協働課
12	54	▲	防犯カメラ補助金	防犯カメラ維持費補助金交付申請書を提出させる際に、全ての防犯カメラについて4月時点で稼働していることがわかる資料を合わせて提出させることが望まれる。	○	令和6年度以降、設置業者等による防犯カメラの稼働確認書面を提出条件とする。	総合政策部	市民協働課
13	56	▲	市民活動補助金	領収書のみではその金額の妥当性が不明瞭である場合には、追加の資料の提出を求めたり、ヒアリングを行ってその結果を記録することなどが望まれる。特に団体構成員個人や団体構成員が経営する会社との取引については、より慎重な検証が必要となる。	○	各団体の経費に関して金額の妥当性を確認するため、詳細な資料の追加提出、団体へのヒアリングの措置を行った。	総合政策部	市民協働課
14	59	■	市民チャレンジ 事業補助金	補助金額の算定に影響はないものの、申請書類に形式的な不備が複数存在したため、慎重に確認を行うべきである。	○	今後、同様の補助金を実施する場合は、形式的な不備に対しても、慎重に確認を行うこととする。	総合政策部	100周年推進室
15	59	▲	市民チャレンジ 事業補助金	事業完了期限までに終了できていない事業について、遅延した理由等を記録することが望ましい。	○	今後、同様の補助金を実施する場合は、遅延した理由等を記録することとする。	総合政策部	100周年推進室
16	60	▲	市民チャレンジ 事業補助金	今後、同様の補助金を実施する場合は、添付資料について、審査する際の効率性・正確性を確保するための対策を講じることが望ましい。	○	今後、同様の補助金を実施する場合は、対策を講じることとする。	総合政策部	100周年推進室
17	62	■	社会福祉協議 会補助金	協議の上認められた経費については、経費に含める理由や協議内容を記録し、当該記録とともに承認が行われるべきである。	○	協議の上認められた経費については、経費に含める理由や協議内容を記録し、当該記録とともに承認を行うこととした。	福祉部	福祉総務課
18	63	▲	社会福祉協議 会補助金	補助対象団体の決算書における区分と補助金交付要綱における経費の区分との間に齟齬が生じることのないよう、社会福祉法人会計基準の改定に合わせて要綱を変える必要がないか随時検討が求められる。	○	社会福祉法人会計基準の改定に合わせて要綱を変更する必要がないか検討する。	福祉部	福祉総務課
19	64	▲	社会福祉協議 会補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	前払処理をする必要性について検討し、補助金交付決定時に理由を付記して決裁を行った。	福祉部	福祉総務課
20	66	▲	共同生活援助 支援事業補助金	事務手続を行った場合には、適時に進捗を記録することが望ましい。	○	事務手続を行った場合には、適時に進捗を記録するよう改めた。	福祉部	障害福祉課
21	67	▲	社会福祉施設 整備事業補助金	入札手続の記録について入手することが望まれる。	○	入札結果報告書を入札の立会時または後日文書にて提出するよう改めた。	福祉部	障害福祉課
22	69	▲	グループホーム いずみ運営費補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	当補助金については、施設運営に係るものであり、前金払いを前提に制度も設けている。令和5年度以降については、前金払いが必要であることが明確となるように決裁にその旨記載するように改めた。	福祉部	障害福祉課
23	71	■	軽費老人ホーム 利用料補助金	軽費老人ホーム支出額内訳(様式第2)の備考欄に何を購入した費用であるのかを記載するよう指導し、当該費用が補助対象経費となるもので間違いがないか確認するべきである。	○	備考欄の記載について指導することとした。	福祉部	高年福祉課
24	71	■	軽費老人ホーム 利用料補助金	補助対象となる経費かどうかについて、各補助先に対し、申請書に適切な記載をすることを求めるとともに、市側でも十分に検討するべきである。	○	申請書に記載させるとともに、市側でも補助対象となるかの確認を行うこととした。	福祉部	高年福祉課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象補助 金	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
25	72	▲	軽費老人ホーム 利用料補助金	補助金の交付が月ごとに行われているが、申請者・市それぞれの事務効率性の観点から、まとめて支給するなど支給タイミングを検討することが望まれる。	△	毎月、算出基礎に記載の入退所者数や資金計画書の基本補助金額の記載誤り、また、担当者の認識誤り等によるデータ入力ミスが多くみられ、支給額に影響を及ぼす状況となっている。毎月、請求書の差し替え依頼をしていることや前月の修正が多々ある現状を考えると数か月分をまとめる作業に関して、かなり混乱が生じることが想定される。これらを考慮して、まとめて支給タイミングについては、今後、検討する。	福祉部	高年福祉課
26	74	▲	シルバー人材セ ンター補助金	施設訪問時に領収書・請求書の一部を確認したり、毎年費目を変えて、当該費目の請求書・領収書を提出させるなどして、決算書の数字の正確性・妥当性を検討することが望まれる。	○	令和5年度分から施設訪問時に領収書・請求書を確認することとした。	福祉部	高年福祉課
27	75	▲	シルバー人材セ ンター補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	補助金等交付決定伺に必要性を記述したうえで決裁を行う。	福祉部	高年福祉課
28	76	▲	老人クラブ事業 補助金	コーヒーチケットのように、私的に使用することも可能な経費については、補助対象事業に対して利用されている状況が明確に把握できるよう、備考欄への記載を徹底するように指導することが望まれる。	○	事前に周知徹底をしているが、記載が無く必要な場合は、記載するよう指導する。	福祉部	高年福祉課
29	77	▲	老人クラブ事業 補助金	補助対象経費に該当するかどうかについて判断するため、領収書添付用紙の備考欄等に使用用途等を明確に記載するよう求めることが望まれる。	○	事前に周知徹底をしているが、記載が無く必要な場合は、記載するよう指導する。	福祉部	高年福祉課
30	79	▲	老人クラブ事業 補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	補助金等交付決定伺に必要性を記述したうえで決裁を行う。	福祉部	高年福祉課
31	81	▲	老人クラブ連合 会補助金	事務所を訪問する際に領収書・請求書の一部を確認したり、毎年費目を変えて、当該費目の請求書・領収書を提出させるなどして、決算書の数字の正確性・妥当性を検討することが望まれる。	○	令和5年度分から事務所訪問時に領収書・請求書を確認することとした。	福祉部	高年福祉課
32	82	▲	老人クラブ連合 会補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	補助金等交付決定伺に必要性を記述したうえで決裁を行う。	福祉部	高年福祉課
33	90	■	介護サービス提 供体制確保事 業補助金	補助対象経費に係る証拠書類として、銀行の振込依頼完了のWEB画面が交付申請書に添付されていたが、振込依頼完了画面は、明細が確認できないことから、補助対象経費となるかどうかの判断ができない。今後は、領収書等の明細がわかる書類の提出を求めるか、聞き取り調査を行うべきである。	○	現在は、振込完了画面の場合は品目がわかる明細等も提出させて、補助対象経費となるかの確認をしている。	福祉部	介護保険課
34	91	▲	介護サービス提 供体制確保事 業補助金	申請者から受領した書類はもれなく保管ファイルへ格納されていることを確認し、提出書類の紛失につながらないよう管理することが望まれる。	○	提出は電子申請システムによる電子データのみとしており、紙媒体で受領していない。システムで提出されたデータは一括ダウンロード機能により保管ファイルへ格納するため、作業の過程でデータ(提出書類)を紛失することがない運用となっている。	福祉部	介護保険課
35	94	▲	私立保育園運 営補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	前金処理は従来から交付決定伺いに記載していたが、必要性についても起案文に明記して決裁を行った。	子ども家庭部	保育課
36	96	▲	私立保育園障 害児保育事業 補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	前金処理は従来から交付決定伺いに記載していたが、必要性についても起案文に明記して決裁を行った。	子ども家庭部	保育課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象補助 金	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
37	98	▲	私立保育園一 時預かり事業補 助金	サンプルとして各施設の1か月分の利用児 童数の根拠資料を確認するなど、何らか の形で、提出される利用児童数の確認を 行うことが望まれる。	○	令和6年度からサンプルを徴収し利用児童 数の確認を行う。	子ども家庭部	保育課
38	99	▲	私立保育園一 時預かり事業補 助金	前払処理をする必要性について慎重な検 討を行うとともに、検討の結果を客観的に 明確にした上で、決裁を行うことが望まれ る。	○	前金処理は従来から交付決定伺いに記載 していたが、必要性についても起案文に明 記して決裁を行った。	子ども家庭部	保育課
39	102	▲	テナント型保 育所改修費等支 援補助金	前払処理をする必要性について慎重な検 討を行うとともに、検討の結果を客観的に 明確にした上で、決裁を行うことが望まれ る。	×	当該補助金は単年度のものであるため、 そのままとするが、今後、同様の事業を 実施する際は、前金処理の必要性につい て起案文に明記して決裁を行うこととす る。	子ども家庭部	保育課
40	109	▲	延長保育事業 補助金	前払処理をする必要性について慎重な検 討を行うとともに、検討の結果を客観的に 明確にした上で、決裁を行うことが望まれ る。	○	前金処理は従来から交付決定伺いに記載 していたが、必要性についても起案文に明 記して決裁を行った。	子ども家庭部	保育課
41	114	▲	小規模保育改 修費等支援事 業補助金	外構工事に要する費用は対象経費となら ないことが明らかであれば、対象から除か れることを要綱に明記することが望まれ る。	×	当面のところ、本要綱により補助を実施す る予定がないため、そのままとするが、補 助を実施するには要綱への明記を検討す る。	子ども家庭部	保育課
42	118	▲	地域青少年育 成会活動補助 金	補助限度額や繰越金の扱いに関する記述 を要綱に追加することが望まれる。	○	要綱に補助限度額、繰越金に関する記述 を追記する改正を行った。	子ども家庭部	青少年課
43	119	▲	地域青少年育 成会活動補助 金	要綱に定められた期日までに事業実績報 告書を提出したかを確認するために、事 業実施状況の欄に事業完了日を明確に 記載させることが望まれる。	○	様式(事業実績報告書)に事業完了年月 日を記入する欄を追記した。	子ども家庭部	青少年課
44	121	▲	結婚新生活支 援補助金	今後、同様の補助金を新設する場合に は、「購入・賃借については婚姻の事実が 生じた●年前まで」など、明確な線引きを することが望まれる。	○	今後、同様の補助金を新設する場合は明 確な取り決めを明記する。	子ども家庭部	青少年課
45	124	■	医療保健関係 事業補助金	交付要綱で補助対象としていない経費に は補助金を交付すべきではない。また、い かなる経費を補助対象とすべきかについ て、要綱上の定めと実態が整合していな いのであれば、交付要綱の見直しが必要 である。	○	交付要綱を改正した。	市民健康部	保健総務課
46	128	▲	公衆浴場確保 対策補助金	公衆浴場確保対策補助金の目的は、一定 程度達成されたと考えられるため、今後、 補助金の見直しを行っていく必要がある。 指標やスケジュールなど、具体的な検討 の基準の設定を進めていくことが望まれ る。	○	愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合一 宮支部と保健所間での協議の結果、令和 5年度をもって補助金事業を終了するこ とが合意された。	市民健康部	保健予防課
47	131	▲	住宅用地球温 暖化対策設備 設置補助金	要綱上で耐用年数を経過するまでは市の 承認を受けずに処分等を行うことを禁止 していることから、例えば法定耐用年数の 半分の間を過ぎたところで使用状況の アンケートをとるなど、使用状況の確認を 行うことが望まれる。	○	耐用年数を経過するまでは承認を受けず 処分等を行うことを禁止すること及び使用 状況についてのアンケートを実施するこ とを交付決定通知等に明記する。その交 付決定通知を受けとった年度の対象設備 が法定耐用年数の半分の間を過ぎたこ とで使用状況のアンケートを対象年度の 対象者全員に行う。	環境部	環境政策課
48	132	▲	住宅用地球温 暖化対策設備 設置補助金	定期的に予算残額を公表することを検討 されたい。	○	市ウェブサイトにおいて、一週間ごとに予 算残額を公表することとした。	環境部	環境政策課
49	137	▲	移住促進支援 補助金	東京23区からの転入者に対して、転入届 提出時に補助金のチラシを配布するなど、 より補助金の周知を行うことが望まれる。	×	チラシは東京圏からの移住促進を目的と して作成しているため、要件に該当しない 転入者まで配付することにより不要な混乱 を来す可能性があり適切ではないと考 える。	活力創造部	産業振興課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象補助 金	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
50	141	■	商工会運営費 補助金	現在、尾西商工会事業費補助金交付要綱と木曾川商工会事業費補助金交付要綱の2つの要綱が存在しているが、これらの要綱は、最終的には統一されるべきである。もともと、ただちに要綱を統一することは困難であると推測されることから、まずは、木曾川商工会においても管理費を補助対象から除外すること、補助金上限額の差を段階的に調整することを検討されたい。	○	要綱を統一すべく、旅費や負担金、基金の拠出金や租税公課などが含まれる管理費を補助対象外とし、令和6年度から5年間かけて段階的に補助金上限額を調整する。	活力創造部	産業振興課
51	142	▲	商工会運営費 補助金	決算提出時に、毎年費目を変えて、当該費目の請求書・領収書を提出させるなどして、決算書の数字の正確性・妥当性を検討することが望まれる。	○	決算書の数字の正確性・妥当性の確認を行うために、帳簿確認を行うこととした。	活力創造部	産業振興課
52	143	▲	新産業技術開 発支援補助金	すでに終了が予定されている補助金については、要綱において終期を規定することが望まれる。	○	要綱の一部改正を行い、終期を規定した。	活力創造部	産業振興課
53	144	▲	新産業技術開 発支援補助金	目的に照らして何が補助金のゴールであるのか、補助金によってどのような効果がもたらされているのか、それぞれの交付先に対して適切に効果測定を行うことが望まれる。	○	要綱の一部改正に合わせ、新たに事業実績報告書の様式を定め、実施目的や事業施行効果を明確にすることとした。	活力創造部	産業振興課
54	146	■	空き店舗解消リ フォーム補助金	「昼間の営業」が補助金の交付要件とされているところ、実際に「昼間の営業」が行われているかは、現地視察を行わないと確認できないため、今後の申請においては全て現地視察を行うべきである。	○	要綱や宣誓書の遵守事項一覧をチェックリスト化した実地調査票の様式を作成し、完了報告書が提出された後は必ず同一の視点・水準で現地調査を実施することとした。	活力創造部	産業振興課
55	146	▲	空き店舗解消リ フォーム補助金	宣誓書にて宣誓した事項について、開業後に実施状況を確認に行き、遵守していない場合には、遵守するように指導することが望まれる。	○	要綱や宣誓書の遵守事項一覧をチェックリスト化した実地調査票の様式を作成し、完了報告書が提出された後は必ず同一の視点・水準で現地調査を実施することとした。	活力創造部	産業振興課
56	146	▲	空き店舗解消リ フォーム補助金	要綱や宣誓書に記載された遵守事項をチェックリスト化するなどし、どの担当者が現地調査を行っても、同一の視点・水準で調査できるようにすることが望まれる。	○	要綱や宣誓書の遵守事項一覧をチェックリスト化した実地調査票の様式を作成し、完了報告書が提出された後は必ず同一の視点・水準で現地調査を実施することとした。	活力創造部	産業振興課
57	149	▲	企業立地奨励 補助金	申請書などに会社の決算状況や今後の売上・利益予測についての記載欄を設けることで、申請時点での会社の財務状況を把握することが望まれる。	○	操業開始前と操業開始後5期分の売上見込を記載してもらい「操業開始後の売上見込み報告書」を認定申請時の添付書類として追加した。	活力創造部	産業振興課
58	155	▲	中小企業相談 所補助金	決算書のみではなく、領収書・請求書の一部をサンプルとして確認することが望まれる。	○	決算書の数字の正確性・妥当性の確認を行うために、帳簿確認を行うこととした。	活力創造部	産業振興課
59	155	▲	中小企業相談 所補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	申請者から資金計画書を提出させて、人件費を含め、毎月経常的に一定の経費がかかっており、切れ目のない事業を継続するためには資金が必要であることを鑑み、前払処理が必要と判断し、交付決定時に決裁を行った。	活力創造部	産業振興課
60	157	■	一宮市国際交 流協会補助金	補助対象団体に対し、一宮市職員が参画している場合、その参画が当該職員の本来の職務といえるかどうかの判断が必要となる。そして、職務といえる場合には、職務として書面により定義される必要があり、職務といえない場合には、職務専念義務免除手続が必要となる。	○	観光交流課所管の任意団体(国際交流協会、観光協会)について、令和5年度から職員の兼職を命ずる旨の課長決裁を取得することとした。今後は人事異動等で任意団体の兼職を務める職員が変更となる度に課長決裁を取得する。	活力創造部	観光交流課
61	158	▲	一宮市国際交 流協会補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	一宮市国際交流協会補助金の交付決定を起案する際に、補助金の前払いが必要である理由を明確に記載して決裁を取得した。	活力創造部	観光交流課
62	159	■	東京2020国ホ スタウン運営 補助金	市の承認者の中に補助対象団体との兼務者がある場合、代理承認等を検討するべきである。	○	市の承認者の中に補助対象団体との兼務者がある場合は、その上司を代理承認者とする。	活力創造部	スポーツ課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象補助 金	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
63	162	■	土地改良事業 補助金	補助事業完了報告書について、事業完了後1か月以内に提出されていることを確認し、これを超える場合、理由書等の提出を求めるべきである。	○	補助事業完了報告書の提出が事業完了後1か月を超える場合、理由書等の提出が必要であることを周知し、該当する場合は提出を要することとした。	建設部	治水課
64	168	▲	バス路線維持対 策補助金	毎年費目を変えて、当該費目の請求書や領収書等を提出させるなどして、付属書類の数字の正確性・妥当性を検討することが望まれる。また、再計算も含めて確認項目を整理し、属人化しない確認方法を整備することが望ましい。	○	公表可能な複数のデータ提供により、資料の正確性・妥当性の確認を行っている。また、確認項目を整理し、複数名で照合を行っている。	まちづくり部	地域交通課
65	169	■	バス路線維持対 策補助金	付属書類について、不備にあたるのであれば申請者に修正と再提出を求めるべきである。仮に再提出を求めない場合があるとしても、不備に対してどのように対応したかについて記録するべきである。	○	再提出を求め、不備を解消した。	まちづくり部	地域交通課
66	176	▲	一宮市学校給 食会補助金	運営費の不足分を補助金によって全額賄う状況は、管理事務に係る経費抑制がかかりにくくなる。そのため、委託など他の運営方法の余地がないか、広域化、広範囲化による経費節減の可能性がないかなど、中長期的な検討が行われることが望ましい。	×	給食費は現在、保護者から直接食材料費をもらうという形の「私費」であり、公会計化されていないため、取り扱いに注意が必要であり信頼できる機関にお金の流れを任せる必要がある。公会計になると毎月の収支、特に払出し等が柔軟に対応できない。 外部委託も不可能ではないが、複数事業を行っている業者だと赤字で倒産等する可能性もあり、安定した給食提供ができなくなるリスクもある。 これらの観点から、100%市が出資している学校給食会が最も信頼でき、対応も柔軟にできるため、食材発注業務は学校給食会に依頼することとしている。	教育部	学校給食課
67	177	■	一宮市学校給 食会補助金	補助対象団体に対し、一宮市職員が参画している場合、その参画が当該職員の本来の職務といえるかどうかの判断が必要となる。そして、職務といえる場合には、職務として書面により定義される必要があり、職務といえない場合には、職務専念義務免除手続が必要となる。	○	一宮市教育委員会事務局処務規則の改正を行い、職務として定義した。	教育部	学校給食課
68	177	■	一宮市学校給 食会補助金	補助金交付を受ける団体の長や構成員と、当該補助金の交付を決定する市の決裁担当が同一人物である場合、市での承認等においては、代理承認が行われる必要がある。	○	双方代理にならないように給食会補助金関係の決裁ルートを見直した。	教育部	学校給食課
69	179	■	修学旅行キャン セル料等補助金	提出書類を漫然と確認するのではなく、整合すべき箇所、特に補助金額の算出に影響するところに留意して確認を行うべきである。	○	申請書類を慎重に確認し、申請内容の審査・補助金額の算出を行うこととした。	教育部	学校教育課
70	181	■	体育大会等出 場経費補助金	申請者からの提出書類については、漫然と確認するのではなく、一般的に考えて不自然な点はないかも含め、特に留意して確認を行うべきである。また、単価算出時に引率者を含めることを各学校へ改めて周知することが望まれる。	○	申請書類を慎重に確認し、申請内容の審査を行うこととした。 また、体育大会等出場経費補助金取扱要領へ単価算出時に引率者を含む旨を追記し、各学校へ周知した。	教育部	学校教育課
71	182	▲	体育大会等出 場経費補助金	公平性の観点から、銀行振込手数料が補助対象経費である旨を通知するか、又は取扱要領に明記することが望ましい。	○	体育大会等出場経費補助金取扱要領へ振込手数料が補助対象経費である旨を追記し、各学校へ周知した。	教育部	学校教育課
72	183	■	連区女性団体 等活動補助金	補助対象外経費に係る銀行振込手数料は、補助対象外経費として取扱うべきである。	○	報告書類を慎重に確認し、報告内容の審査・補助金額の確定を行うこととした。	教育部	生涯学習課
73	184	▲	連区女性団体 等活動補助金	運用ルールから外れた支払証明書の使用方法が見受けられた際には、適時に申請者を指導することが望まれる。また、領収書が発行できるにもかかわらず支払証明書をその代替として利用することが頻発するようであれば、原則どおり領収書の添付があるもののみ経費として認めることが望ましい。	○	支払証明書は領収書の発行されない場合のみ使用するよう、団体への補助金説明会で依頼した。	教育部	生涯学習課

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象補助 金	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
74	184	▲	連区女性団体 等活動補助金	返金時の会計処理について、運用ルールから外れた処理が見受けられた際には、適時に申請者を指導することが望まれる。	○	返金時は収入のマイナスで会計処理するよう、団体への補助金説明会で依頼した。	教育部	生涯学習課
75	185	▲	連区女性団体 等活動補助金	クラブ助成費に係るクラブ活動状況の確認については、領収書若しくは申請団体の長から承認を受けた収支報告書の提出を求めることが望ましい。	○	クラブ助成費を支払っている団体に関しては、クラブの活動状況の確認をしてもらうよう、団体への補助金説明会で依頼した。補助金の完了報告書提出時、対象団体クラブの収支報告書等の提出を求めることとした。	教育部	生涯学習課
76	185	▲	連区女性団体 等活動補助金	慣例的な交付とならないために、補助金の効果測定を行うための評価基準を定めることが望まれる。補助金の交付決定→補助金の支出→事業報告→評価→次年度の補助金の必要性を検討、という各ステップを踏んで補助金が交付される体制を構築することが望ましい。	○	補助金提出書類に補助対象事業番号の項目を追加し、チェックリストを作成した。補助対象の事業を確実にしているかチェックできるようにした。	教育部	生涯学習課
77	186	▲	連区女性団体 等活動補助金	前払処理をする必要性について慎重な検討を行うとともに、検討の結果を客観的に明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。	○	交付決定伺の申請書審査欄、支出負担行為および支出命令書に前金払とする必要性を明記した。	教育部	生涯学習課